（非常災害のために必要な応急措置として汚染土壌の搬出をした場合の届出）

第六十四条　（略）

２　前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

一～七　（略）

別表第七（第三十六条の二第十三号、第三十六条の四第四号関係）

実施措置の種類	事項	軽微な変更の対象となる事項
一～四　（略）	（略）	（略）
五　土壌汚染の除去	一　基準不適合土壌の掘削による除去 イ～ト　（略） チ　掘削された目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌を当該要措置区域内に設置した施設において浄化したもので埋め戻す場合にあっては、トの目標土壌溶出量を超えない汚染状態にある土壌にする方法により目標土壌溶出量を超えない汚染状態にある土壌としたことを確認する方法又は掘削された土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土壌を当該要措置区域内に設置した施設において浄化したもので埋め戻す場合にあっては、トの土壌含有量基準に適合する汚染状態にある土壌にする方法により土壌含有量基準に適合する汚染状態にある土壌としたことを確認する方法 二　（略）	（略）
六　遮断工封じ込め	イ～ヘ　（略） ト　仕切設備が遮断の効力その他の要件を備えたものであることを確認した結果 チ・リ　（略）	（略）

（非常災害のために必要な応急措置として汚染土壌の搬出をした場合の届出）

第六十四条　（略）

２　前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

一～七　（略）

別表第七（第三十六条の二第十三号、第三十六条の四第四号関係）

実施措置の種類	事項	軽微な変更の対象となる事項
一～四　（略）	（略）	（略）
五　土壌汚染の除去	一　基準不適合土壌の掘削による除去 イ～ト　（略） チ　掘削された目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌を当該要措置区域内に設置した施設において浄化したもので埋め戻す場合にあっては、浄化により目標土壌溶出量を超えない汚染状態にある土壌にする方法により目標土壌溶出量を超えない汚染状態にある土壌としたことを確認する方法又は掘削された土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土壌を当該要措置区域内に設置した施設において浄化したもので埋め戻す場合にあっては、トの浄化により土壌含有量基準に適合する汚染状態にある土壌にする方法により土壌含有量基準に適合する汚染状態にある土壌としたことを確認する方法 二　（略）	（略）
六　遮断工封じ込め	イ～ヘ　（略） ト　仕切設備が遮断の効力及びその他の要件を備えたものであることを確認した結果 チ・リ　（略）	（略）